

令和2年

第5回日向市議会(定例会)議案

8月28日

日向市

も く ろ く

報告第15号	専決処分の承認について……………	1
報告第16号	専決処分の承認について……………	4
報告第17号	専決処分の承認について……………	7
報告第18号	専決処分の承認について……………	8
議案第73号	教育委員会委員の任命について……………	9
議案第74号	日向市津波避難施設の設置及び管理に関する条例……………	10
議案第75号	日向市新型コロナウイルス感染症緊急防疫等作業に係る特殊勤務手当の特例に関する条例……………	12
議案第76号	日向市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例……………	13
議案第77号	日向市立幼稚園条例の一部を改正する条例……………	14
議案第78号	日向市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	15
議案第79号	日向市過疎地域自立促進計画の変更について……………	17
議案第80号	田の原辺地に係る総合整備計画の策定について……………	20
議案第81号	庭田辺地に係る総合整備計画の策定について……………	22
議案第82号	迫野内辺地に係る総合整備計画の策定について……………	24
議案第83号	越表下渡川辺地に係る総合整備計画の策定について……………	26
議案第84号	鵜毛辺地に係る総合整備計画の変更について……………	28
議案第85号	広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画の変更について……………	31
議案第86号	工事請負契約の締結について……………	34
議案第87号	令和2年度日向市一般会計補正予算（第8号）……………	別冊
議案第88号	令和2年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）……………	別冊
議案第89号	令和2年度日向市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第90号	令和2年度日向市病院事業会計補正予算（第2号）……………	別冊

専決処分の承認について

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

専 決 処 分 書

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月7日

日向市長 十 屋 幸 平

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険税条例（昭和33年日向市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 前項の規定により国民健康保険税の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、<u>第1項第3号</u>の事由による場合においては、国民健康保険法施行規則第2条に規定する資格取得の届出をもつて申請があつたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 前項の規定により国民健康保険税の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、<u>前項第3号</u>の事由による場合においては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条に規定する資格取得の届出をもつて申請があつたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、災害その他特別な事情があることにより、<u>納期限までに申請を行うことが著しく困難であると市長が認めるときは、納期限を経過しても申請書を提出することができる。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は、納期限（特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が令和2年2月1日以後の国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

日向市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

専 決 処 分 書

日向市介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月7日

日向市長 十 屋 幸 平

日向市介護保険条例の一部を改正する条例

日向市介護保険条例（平成12年日向市条例第6号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項第1号から第4号までの規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については減免を受けようとする保険料に係る特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「減免申請書」という。)に減免を受けようとする理由を証明する書類(以下「添付書類」という。)を添付して、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項第1号から第4号までの規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については減免を受けようとする保険料に係る特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「減免申請書」という。)に減免を受けようとする理由を証明する書類(以下「添付書類」という。)を添付して、市長に提出しなければならぬ。<u>ただし、災害その他特別な事情があることにより、これらの日までに申請を行うことが著しく困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の日向市介護保険条例第10条第2項ただし書きの規定は、納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が令和2年2月1日以後の保険料について適用し、納期限が同日前の保険料については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

令和2年度日向市一般会計補正予算（第6号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

専決処分の承認について

令和2年度日向市一般会計補正予算（第7号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

教育委員会委員の任命について

日向市教育委員会委員に次の者を任命したい。

氏 名	生年月日	住 所
是 澤 利 保		

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市津波避難施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、日向市津波避難施設の設置及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 南海トラフ地震（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第2条第2項に規定するものをいう。）等により発生する津波から地域住民の生命及び身体の安全を守るための避難施設として、日向市津波避難施設（以下「津波避難施設」という。）を設置する。

(種類、名称及び位置)

第3条 津波避難施設の種類、名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 避難タワー

名称	位置
永江避難タワー	日向市大字日知屋7713番地2
曾根避難タワー	日向市曾根町1丁目242番地
堀一方避難タワー	日向市浜町1丁目75番地
長江避難タワー	日向市大字財光寺188番地2
往還1号避難タワー	日向市大字財光寺371番地
往還2号避難タワー	日向市大字財光寺921番地1
切島山2区避難タワー	日向市大字財光寺1182番地1
美砂避難タワー	日向市大字平岩8640番地4

(2) 避難山

名称	位置
切島山2区避難山	日向市大字財光寺1564番地4
松原避難山	日向市大字財光寺4003番地

(施設の管理)

第4条 津波避難施設の管理は、市長が行う。

(施設の使用)

第5条 津波発生時において、津波避難施設は、地域住民その他避難を必要とする者の避難施設として、市長の許可なく使用できるものとする。

- 2 平常時において、津波避難施設は、あらかじめ市長の許可を受けて、地域住民の防災訓練、地域活性化に資する行事等に使用できるものとする。
- 3 前項の許可には、津波避難施設の適正な管理運営のために必要と認める条件を付することができるものとする。

(使用の制限)

第6条 市長は、前条第2項に係る使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、又は使用許可に係る条件を変更し、使用を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができるものとする。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当するとき。

- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
 - (3) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 使用許可の条件に従わないとき。
 - (5) 公益上又は津波避難施設の管理運営上特に必要があるとき。
- 2 市長は、使用者が前項による使用の中止命令を受けたにもかかわらず、これを中止しないときは、津波避難施設からの退去を命ずることができるものとする。
- 3 市は、前2項の規定によって使用者に損害が生じても、その責任を負わない。

(使用料金)

第7条 津波避難施設の使用に係る料金は、無料とする。

(禁止行為等)

第8条 何人も津波避難施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある行為
- (2) 津波避難施設を毀損し、又は滅失するおそれがある行為
- (3) 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団としての活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、津波避難施設の正常な管理運営を妨げる行為

(損害賠償)

第9条 故意又は過失により、津波避難施設、設備その他の物件を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、津波避難施設の設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市新型コロナウイルス感染症緊急防疫等作業に係る特殊勤務手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の拡大防止等を目的として緊急に防疫等作業を行う一般職の職員（以下「職員」という。）に対し特殊勤務手当を支給するため、日向市職員特殊勤務手当支給条例（昭和36年日向市条例第2号）等に定める特殊勤務手当の特例を定めるものとする。

(職員の範囲)

第2条 この条例に定める職員の範囲は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員、日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第2条から第4条までの規定に基づき採用された職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定に基づき採用された会計年度任用職員とする。

(防疫等作業の内容)

第3条 この条例に定める新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的として緊急に行う防疫等作業（以下「防疫等作業」という。）とは、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた作業で市長が特に定めるものをいう。

(特殊勤務手当の額)

第4条 この条例に定める防疫等作業に係る特殊勤務手当（以下「特殊勤務手当」という。）の額は、1勤務につき3,000円とする。ただし、防疫等作業のうち、感染者又はその疑いのある者の身体に接触するもの、感染者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行うもの、その他市長がこれに準ずると認めるものを行う場合の特殊勤務手当の額は、1勤務につき4,000円とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年8月12日から適用する。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

日向市職員特殊勤務手当支給条例（昭和36年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																														
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>[略]</p> <p>2 病院職員に対する特殊勤務手当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 40%;">支給条件</th> <th style="width: 30%;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理学療法士手当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師手当</td> <td>臨床検査技師が臨床検査の業務に従事した場合</td> <td>1月につき 15,000円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	支給条件	手当額	[略]			理学療法士手当	[略]	[略]	臨床検査技師手当	臨床検査技師が臨床検査の業務に従事した場合	1月につき 15,000円	[略]			<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>[略]</p> <p>2 病院職員に対する特殊勤務手当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 40%;">支給条件</th> <th style="width: 30%;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理学療法士手当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師手当</td> <td>臨床検査技師が臨床検査の業務に従事した場合</td> <td>1月につき 15,000円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	支給条件	手当額	[略]			理学療法士手当	[略]	[略]	臨床検査技師手当	臨床検査技師が臨床検査の業務に従事した場合	1月につき 15,000円	[略]		
種別	支給条件	手当額																													
[略]																															
理学療法士手当	[略]	[略]																													
臨床検査技師手当	臨床検査技師が臨床検査の業務に従事した場合	1月につき 15,000円																													
[略]																															
種別	支給条件	手当額																													
[略]																															
理学療法士手当	[略]	[略]																													
臨床検査技師手当	臨床検査技師が臨床検査の業務に従事した場合	1月につき 15,000円																													
[略]																															

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月28日 提出
日向市長 十屋 幸平

日向市立幼稚園条例の一部を改正する条例

日向市立幼稚園条例（平成17年日向市条例第83号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入園料等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 預かり保育（入園した者が教育課程に係る教育時間以外に受ける教育活動をいう。以下同じ。）に係る保育料（以下「預かり保育料」という。）は、園児1人につき次のとおりとする。この場合において、その月における預かり保育料が1,000円を超える場合は、月額1,000円とする。</p> <p>(1) 1日の預かり保育の時間が2時間以上の場合 日額200円</p> <p>(2) 1日の預かり保育の時間が2時間未満の場合 日額100円</p> <p><u>3.4 [略]</u></p>	<p>(入園料等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 預かり保育（入園した者が教育課程に係る教育時間以外に受ける教育活動をいう。以下同じ。）に係る保育料（以下「預かり保育料」という。）は、園児1人につき次のとおりとする。この場合において、その月における預かり保育料が1,000円を超える場合は、月額1,000円とする。</p> <p>(1) 1日の預かり保育の時間が2時間以上の場合 日額200円</p> <p>(2) 1日の預かり保育の時間が2時間未満の場合 日額100円</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第30条の11第3項の規定に基づく施設等利用費の支払があったときは、市長は、預かり保育料を徴収しないものとする。</u></p> <p><u>4.5 [略]</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

日向市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年日向市条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理者) 第5条 [略]</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならぬ。</p> <p>3 [略] 附 則 (施行期日) 1 [略] (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行日から平成33年3月31日までの間、第5条第2項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」とあるのは、「<u>介護支援専門員</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(管理者) 第5条 [略]</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならぬ。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 [略] 附 則 (施行期日) 1 [略] (管理者に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行日から令和9年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、<u>介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「<u>第5条第2項</u>」とあるのは「<u>令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定</u></p>

する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項本文の改正規定、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年8月28日 提出
日向市長 十 屋 幸 平

日向市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、日向市過疎地域自立促進計画を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる内容を同表の変更後の欄に掲げる内容に下線で示すように変更する。

頁	項目	変更前	変更後
計画本文 20頁	3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (1) 現況と問題点「④情報化」	また、平成25年度には、福瀬、鶴野内、小野田地域にケーブルテレビが事業拡大し、テレビ、インターネット、電話サービスを開始したところである。 今後は、整備されたブロードバンド網について、住民の利便性向上のための利活用方策を図ることが重要となる。また、地域のケーブルテレビの加入率の向上及びエリアの拡大やブロードバンド網の維持管理に係る費用負担が課題である。	また、平成25年度には、福瀬、鶴野内、小野田地域にケーブルテレビが事業拡大し、 <u>超高速ブロードバンドサービスが提供されている。</u> しかし、 <u>情報通信の地域間格差は依然として解消されておらず、「Society5.0」の推進等を図るためにも超高速ブロードバンドサービスの拡大が急務となっている。</u>
計画本文 21頁	3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (2) その対策「④情報化」	○整備されたブロードバンド網について、住民の利便性を向上させるための利活用方策の検討を行う。	○国の高度無線環境整備推進事業を利用して民設民営方式による超高速ブロードバンドサービス基盤整備を推進するとともに、「Society5.0」の推進等を図るための利活用方策の検討を行う。

<p>計画本文 23頁</p>	<p>3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (3) 事業計画</p>	<table border="1"> <tr> <th>自立的促進施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</td> <td>(3) 林道</td> <td>瀬平・かぎ谷線 舗装 L=500m W=4.0m</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 通称地域自立促進特別事業</td> <td>出口線 改良 L=100m W=2.7m 地方バス路線維持補助 乗合バス京都・南部運行委託 ケーブルテレビ施設整備事業</td> <td>市 市 市 市 CATV 事業者</td> <td></td> </tr> </table>	自立的促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(3) 林道	瀬平・かぎ谷線 舗装 L=500m W=4.0m	市		(10) 通称地域自立促進特別事業	出口線 改良 L=100m W=2.7m 地方バス路線維持補助 乗合バス京都・南部運行委託 ケーブルテレビ施設整備事業	市 市 市 市 CATV 事業者		<table border="1"> <tr> <th>自立的促進施策区分</th> <th>事業名(施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</td> <td>(3) 林道</td> <td>瀬平・かぎ谷線 舗装 L=500m W=4.0m 出口線 改良 L=100m W=2.7m</td> <td>市 市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 電気通信施設 設置</td> <td>事業者の本ファイバー整備 への費用一部負担 地方バス路線維持補助 乗合バス京都・南部運行委託 ケーブルテレビ施設整備事業</td> <td>事業者 市 市 CATV 事業者</td> <td></td> </tr> </table>	自立的促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(3) 林道	瀬平・かぎ谷線 舗装 L=500m W=4.0m 出口線 改良 L=100m W=2.7m	市 市		(6) 電気通信施設 設置	事業者の本ファイバー整備 への費用一部負担 地方バス路線維持補助 乗合バス京都・南部運行委託 ケーブルテレビ施設整備事業	事業者 市 市 CATV 事業者	
自立的促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																											
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(3) 林道	瀬平・かぎ谷線 舗装 L=500m W=4.0m	市																												
	(10) 通称地域自立促進特別事業	出口線 改良 L=100m W=2.7m 地方バス路線維持補助 乗合バス京都・南部運行委託 ケーブルテレビ施設整備事業	市 市 市 市 CATV 事業者																												
自立的促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																											
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(3) 林道	瀬平・かぎ谷線 舗装 L=500m W=4.0m 出口線 改良 L=100m W=2.7m	市 市																												
	(6) 電気通信施設 設置	事業者の本ファイバー整備 への費用一部負担 地方バス路線維持補助 乗合バス京都・南部運行委託 ケーブルテレビ施設整備事業	事業者 市 市 CATV 事業者																												
<p>参考資料</p>	<p>1 事業計画 「2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」</p>	<p>※別紙1のとおり</p>																													

令和2年8月28日 提出

日向市長 十屋 幸平

自立促進 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度区分				備考	
					28	29	30	31		32
～省 略～										
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	小 計		-	430,300	116,460	57,460	57,460	75,460	123,460	
変更前										
自立促進 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度区分				備考	
					28	29	30	31		32
～省 略～										
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(6) 電気通信施 設等 小 計	事業者の光ファイバー 整備への費用一部負担	-	325,000					325,000	
	小 計		-	755,300	116,460	57,460	57,460	75,460	448,460	
変更後										

田の原辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、田の原辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

総合整備計画書(案)

宮崎県日向市田の原辺地

(辺地の人口100人 面積 8.2km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

日向市美々津町字 宮田越、関渡、堂面木、赤落、笹尾、高鳥、石神、田の原、丸山、下福原、
上福原

(2) 地域の中心の位置

日向市美々津町字笹尾5627番98

(3) 辺地度数 178点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

田の原辺地は、当市の南部に位置し、中心市街地から約1.6km離れた地点にある中山間地に位置している。当辺地は、地域のほとんどが山林に囲まれており、集落間の距離は長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活にかかわる用事や交流活動では、中心市街地や近隣地域の各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化の進行が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

(1) 電気通信に関する施設

情報化の進展に伴い、超高速ブロードバンドサービスは、日常生活に欠かせないものとなっているが、当辺地は、採算性の問題等により、民間事業者が参入できずサービスの提供を受けられない状況となっており、市街化地域との大幅な情報格差が生じている。

このような格差は、地域住民の生活や経済産業活動にも影響を及ぼし、人口流出や高齢化も進むなど、地域力低下の要因にもなっていることから、当辺地を含む未整備地区において、民設民営方式による超高速ブロードバンド基盤整備に対する経費の一部を負担する。

情報通信ネットワークの整備を進めることにより、地域間の情報格差を解消し、市民生活及び企業活動等の利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和2年度まで 1年間

(単位 千円)

施設名	事業区分 主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設	電気通信事業者	170,400		170,400	5,000
合計		170,400		170,400	5,000

庭田辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、庭田辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 8 月 28 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

総合整備計画書(案)

宮崎県日向市庭田辺地

(辺地の人口148人 面積 19.2km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

日向市東郷町山陰甲字 庭田

(2) 地域の中心の位置

日向市東郷町山陰字庭田甲697番2

(3) 辺地度点数 128点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

庭田辺地は、当市の南部に位置し、中心市街地から約20km離れた地点にある山間地に位置している。当辺地は、地域のほとんどが森林におおわれており、集落間の距離は長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活にかかわる用事や交流活動では、中心市街地や近隣地域の各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化の進行が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

(1) 電気通信に関する施設

情報化の進展に伴い、超高速ブロードバンドサービスは、国民生活に欠かせないものとなっているが、当辺地は、採算性の問題等により、民間事業者が参入できず、サービスの提供を受けられない状況となっており、市街化地域との大幅な情報格差が生じている。

このような格差は、地域住民の生活や経済産業活動にも影響を及ぼし、人口流出や高齢化も進むなど、地域力低下の要因にもなっていることから、当辺地を含む未整備地区において、民設民営方式による超高速ブロードバンド基盤整備に対する経費の一部を負担する。

情報通信ネットワークの整備を進めることにより、地域間の情報格差を解消し、市民生活及び企業活動等の利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和2年度まで 1年間

(単位 千円)

施設名	事業区分 主体名	事業費	財 源 内 容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設	電気通信事業者	170,400		170,400	9,600
合計		170,400		170,400	9,600

迫野内辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、迫野内辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

総合整備計画書(案)

宮崎県日向市迫野内辺地

(辺地の人口199人 面積15.6km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

日向市東郷町山陰庚字 山ノ口、池田、塚ノ元、釘野々、唐木野、屋敷田

日向市東郷町迫野内字 上細亦、下細亦、河原、上鹿瀬、下鹿瀬、桑水流、谷内原、
岡見野、鷺ノ巣、長野、原ヶ迫、地内前

(2) 地域の中心の位置

日向市東郷町山陰字池田庚1228番

(3) 辺地度点数 103点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

迫野内辺地は、当市の北西部に位置し、中心市街地から約20km離れた地点にある山間地に位置している。当辺地は、地域のほとんどが山林に囲まれており、集落間の距離は長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活にかかわる用事や交流活動では、中心市街地や東郷町地域の中心である鶴野内区の各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化の進行が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

(1) 電気通信に関する施設

情報化の進展に伴い、超高速ブロードバンドサービスは、日常生活に欠かせないものとなっているが、当辺地は、採算性の問題等により、民間事業者が参入できずサービスの提供を受けられない状況となっており、市街化地域との大幅な情報格差が生じている。

このような格差は、地域住民の生活や経済産業活動にも影響を及ぼし、人口流出や高齢化も進むなど、地域力低下の要因にもなっていることから、当辺地を含む未整備地区において、民設民営方式による超高速ブロードバンド基盤整備に対する経費の一部を負担する。

情報通信ネットワークの整備を進めることにより、地域間の情報格差を解消し、市民生活及び企業活動等の利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和2年度まで 1年間

(単位 千円)

施設名	事業区分 主体名	事業費	財 源 内 容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に 関する施設	電気通信 事業者	203,400		203,400	15,400
合計		203,400		203,400	15,400

越表下渡川辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、越表下渡川辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 8 月 28 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

総合整備計画書(案)

宮崎県日向市越表下渡川辺地

(辺地の人口120人 面積46.0km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

日向市東郷町下三ヶ字 宝瀬ノ内、中水流、鹿文字山、八ツ山、田口原、柳原、黒松、一松露、児洗、涼松、葛籠内、倉谷、矢櫃、龍馬、雪車塚、下村、中村、上村、藁ヶ窪、崩レ

(2) 地域の中心の位置

日向市東郷町下三ヶ字中水流1326番1

(3) 辺地度点数 158点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

越表下渡川辺地は、当市の西部に位置し、中心市街地から約3.2km離れた山間地に位置している。当辺地は、森林に囲まれているため、集落が散在し、集落間の距離が長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活に関わる用事や交流活動では、中心市街地や東郷町域の中心である鶴野内区の各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化の進行が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

(1) 電気通信に関する施設

情報化の進展に伴い、超高速ブロードバンドサービスは、国民生活に欠かせないものとなっているが、当辺地は、採算性の問題等により、民間事業者が参入できず、サービスの提供を受けられない状況となっており、市街化地域との大幅な情報格差が生じている。

このような格差は、地域住民の生活や経済産業活動にも影響を及ぼし、人口流出や高齢化も進むなど、地域力低下の要因にもなっていることから、当辺地を含む未整備地区において、民設民営方式による超高速ブロードバンド基盤整備に対する経費の一部を負担する。

情報通信ネットワークの整備を進めることにより、地域間の情報格差を解消し、市民生活及び企業活動等の利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和2年度まで 1年間

(単位 千円)

施設名	事業区分 主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設	電気通信事業者	121,600		121,600	31,900
合計		121,600		121,600	31,900

鵜毛辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、鵜毛辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

総合整備計画書第一次変更（案）

宮崎県日向市鵜毛辺地

（辺地の人口165人 面積 6.7km²）

1 辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称

日向市大字平岩字 下赤木、上赤木、西金山、東金山、上飯谷川、ヒキケ谷、上登セ、下登セ、ナル石、小原、元屋敷、ウケノ上、浜場、後口田、ウケ前田、鵜毛、沖ノ口、ヲシケ谷、上長ソ、駕が尾、ツガ、上松葉山、日ノ平、クスモレ、タイソヲ、ハトノ山

（2）地域の中心の位置

日向市大字平岩字鵜毛4520番地イ

（3）辺地度点数 132点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

鵜毛辺地は、当市南西部に位置し、中心市街地から約10km離れた地点にある。

当辺地は、水稻を中心とした農村集落であるが、中山間地域に位置しており、集落間の距離が長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活に関わる用事や交流活動では、中心市街地や近隣地域の各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化の進行が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

（1）市道

市道南日向日の平線は、当辺地と南日向を結び、通勤・通学等の生活道路の基幹となる市道等であるが、幅員も狭く落石等の危険性も高いため通行に支障を来している。市道の改良工事を行うことで、生活道路や地域防災道路としての道路網を整備し、地域住民の利便性向上を図る。

（2）農林業近代化施設

当辺地は農地が不整形で、農道や用排水路の未整備などの悪条件にあり、農業従事者にとって多大な負担となっていることから、離農する農業者や耕作放棄地が増加している。農地の整地や排水路整備等の農業基盤整備を行うことで、農業者や後継者等の就労環境を改善し、農業生産基盤の維持・確保を図る。

（3）電気通信に関する施設

情報化の進展に伴い、超高速ブロードバンドサービスは日常生活に欠かせないものとなっているが、当辺地は、採算性の問題等によって、民間事業者の参入が困難につきサービス未提供地域となっており、市街化地域との大幅な情報格差を生じている。

このような格差は、地域住民の生活や経済産業活動にも影響を及ぼし、人口流出や高齢化も進むなど、地域力低下の要因にもなっていることから、当辺地を含む未整備地区において民設民営方式による超高速ブロードバンド基盤整備に対する経費の一部を負担し、情報通信ネットワークの整備を進めることにより、地域間情報格差を解消し、市民生活及び企業活動等の利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財 源 内 容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
市道		日向市	125,000		125,000	125,000
農林業 近代化施設		宮崎県	358,712	297,870	60,842	60,300
電気通信に 関する施設		電気通信 事業者	128,100		128,100	6,600
合計			611,812	297,870	313,942	191,900

広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

総合整備計画書第一次変更（案）

宮崎県日向市東郷町広瀬鵜戸木辺地

（辺地の人口135人 面積 15.3km²）

1 辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称

日向市東郷町山陰字 長崎、太田、広瀬、宮ヶ原、鵜戸木、日田尾

（2）地域の中心の位置

日向市東郷町山陰乙2936番地6

（3）辺地度数 146点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

広瀬鵜戸木辺地は、当市の南西部に位置し、中心市街地から約1.2km離れた地点にある山間地に位置している。当辺地は、地域のほとんどが森林に囲まれており、集落間の距離は長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活にかかわる用事や交流活動では中心市街地にある各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

（1）林道の整備

当辺地は農業及び林業が基幹産業となっているが、一部区間において林道が開通していないため、非効率な森林施業を余儀なくされている。今後、木材の搬出や森林保育のコスト削減など生産性の高い林業の確立を図っていくためには、林道の整備が不可欠となっている。

また、東郷町福瀬区と中心市街地間を結ぶ林道となるため、大雨による耳川の出水時等においては、県道中野原美々津線のう回路としての役割も果たす重要な路線として位置づけられている。

このようなことから、森林施業の効率化を図るための林道整備を行い、基幹産業である林業の振興を図るとともに、集落間連絡の確保など環境基盤の整備を図る。

（2）電気通信に関する施設

情報化の進展に伴い、超高速ブロードバンドサービスは日常生活に欠かせないものとなっているが、当辺地は、採算性の問題等によって、民間事業者の参入が困難につきサービス未提供地域となっており、市街化地域との大幅な情報格差を生じている。

このような格差は、地域住民の生活や経済産業活動にも影響を及ぼし、人口流出や高齢化も進むなど、地域力低下の要因にもなっていることから、当辺地を含む未整備地区において民設民営方式による超高速ブロードバンド基盤整備に対する経費の一部を負担し、情報通信ネットワークの整備を進めることにより、地域間情報格差を解消し、市民生活及び企業活動等の利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業区分 主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	日向市	77,700	44,486	33,214	33,200
電気通信に 関する施設	電気通信 事業者	203,400		203,400	10,500
合計		281,100	44,486	236,614	43,700

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 細島小学校改築事業 建築主体工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 722,700,000円
- 4 契約の相手方 杉本・協栄 特定建設工事共同企業体

代表者 日向市向江町2丁目41番地
杉本建設 株式会社
代表取締役 杉本 雅昭

その他の 日向市浜町3丁目108番地
構成員 株式会社 協栄
代表取締役 奈須 勝彦

令和2年8月28日 提出

日向市長 十 屋 幸 平